

監 査 報 告 書

令和 7 年 5 月 28 日

学校法人 順正学園
理 事 会 御 中
評 議 員 会 御 中

学校法人 順正学園

監 事 讀坂 洋子

監 事 山 中 幸 平

私たちは、学校法人順正学園の監事として、旧私立学校法（令和 5 年 5 月 8 日施行）第 37 条第 3 項及び学校法人順正学園旧寄附行為（令和 6 年 4 月 1 日施行）第 15 条の規定に基づいて同学園の令和 6 年度（令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで）における計算書類（資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表）並びに財産目録、収益事業の令和 6 年度（令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで）における計算書類（貸借対照表、損益計算書）を含め、学校法人の業務、財産の状況、理事の業務執行の状況について監査を行いました。

私たちは監査にあたり、理事会・評議員会およびその他の重要な会議に出席するほか理事から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するなど必要と思われる監査手続きを実施しました。

監査の結果、私たちは、学校法人の業務に関する決定及び執行は適切であり、財産目録、計算書類及び収益事業に係る計算書類は会計帳簿の記載と合致し、法人の収支及び財産の状況を正しく示しており、学校法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは旧寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めました。

以 上